

# 改正種苗法における重要な形質の考え方

令和3年3月

**MAFF**

Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries

農林水産省

# 1. 改正種苗法における重要な形質と特性表

種苗法においては、植物の種類ごとに定められる「重要な形質」に係る特性において、区別性、均一性、安定性の要件を満たす場合に、品種登録することができる。（変更なし）

改正種苗法においては、育成者権の範囲を明確化することによって、権利行使を容易にする観点から、「重要な形質」に係る取扱いが明確化されている。

（改正種苗法で明確化された主な事項）

## ・ 品種登録に際しての特性評価の明確化

品種登録の要件に該当するかの判断に当たっては、出願品種と公然知られた他の品種との特性の相違の内容及び程度、これらの品種が属する農林水産植物の種類及び性質等を総合的に考慮する

## ・ 特性表の効果の法定化（推定規定）

品種登録時の品種の特性を記録した審査特性（「**特性表**」）と、侵害が疑われる種苗を比較することにより、育成者権が及ぶ品種であることを推定できる

## ・ 出願に際しての特性の記載の義務づけ

出願の際、「出願品種の特性」の記載を求める（併せて資料等も提出を求める）

## ・ 品種登録簿への記載

品種登録簿に「品種の審査特性」を記載する

## ・ 訂正制度

出願者に対し、品種登録前に「審査特性」を通知。出願者は審査特性が事実と異なると思料するときは、訂正を求めることができる。

## ・ 判定制度

登録品種について利害関係を有する者は、農林水産大臣に対し、特性表等により育成者権が及ぶ品種であるか判定を求めることができる。

この他、出願品種の審査に当たり、現地調査又は栽培試験を行う場合には、審査手数料を徴収する。

## 2. 審査における重要な形質の取扱いの明確化

改正種苗法において、「重要な形質」の取扱いが明確化されたこと、また効率的な審査を実現し早期に品種登録できるようにすること、また審査手数料について出願者の負担を合理的な範囲とすること等の観点から、「重要な形質」について審査における取扱いを明確化する。

具体的には、①必ず審査する形質（必須形質）と②出願者が求めた場合に限り審査する形質（選択形質）に区分して、審査することとする。

### 必ず審査する重要な形質（必須形質）

- ・通常(標準的実施方法)の栽培試験等で確認できる主に形態的特性が主
- ・植物によっては、別途の試験や分析等を要する特別な特性を含む

多くの品種は、標準的な栽培試験等のみで審査できるため、早期の権利化（品種登録）が可能  
※栽培試験の場合の審査手数料は、1出願品種当たり93,000円/回・年程度を想定。

### 出願者が求めた場合にのみ審査する形質（選択形質）

- ・病虫害抵抗性等の別途の試験や分析等を要する特別な特性
  - ・出願者が裏付けとなる資料を提出
- ※約50植物区分、約220形質程度を想定

病虫害抵抗性等の別途の試験や分析等を要する特性については、主に出願者が求めた場合に実施することで、効率的な審査を実施  
出願者から信頼性ある資料が提出された場合は、別途の試験や分析等を行わず登録することも可能（資料の必要要件等は今後検討）

### その他の見直し

UPOVテストガイドラインに調和していない、いわゆる旧形式の審査基準には、調査対象が明確でない、具体的な定義がない等、出願されても審査が困難な形質が存在。これらは、いったん重要な形質から整理した上で、今後の出願状況を踏まえ、順次追加を検討。

約350植物区分、  
約2,000形質程度  
を想定

### 3. 出願時に記載する特性とその効果

必ず審査する重要な形質（必須形質）のうち出願時に必ず特性を記載しなければならない形質がある。必須形質のその他の形質及び出願者が求めた場合のみ審査する形質（選択形質）については、記載は任意となっている。

一方、改正種苗法における訂正制度においては、特性調査の結果作成される特性表の形質のうち出願者が出願時に記載した形質にのみ訂正を求めることができる。

#### 必ず審査する重要な形質（必須形質）

出願時に記載が必ず必要な形質

- ・必ず審査され、特性表に記載
- ・出願者は訂正を求めることができる。

出願時の記載が任意の形質

- ・必ず審査され、特性表に記載
- ・出願者は出願時に記載した形質のみ訂正を求めることができる。

出願者が求めた場合にのみ審査する形質（選択形質）：出願時の記載が任意の形質

- ・出願時に記載された形質のみ審査され、特性表に記載
- ・出願時に記載された形質は、訂正を求めることができる。

(参考1)

## 別途の試験や分析等を要する特別な形質のうち 必須形質と選択形質の仕分け例(イメージ)

### <ホウレンソウ>

必須形質：抽だい期（別作型（春播き栽培）の試験  
（通常冬播き））

選択形質：キュウリモザイクウイルス抵抗性

### <スイカ>

必須形質：－

選択形質：つる割病抵抗性（レース0）

つる割病抵抗性（レース1）

つる割病抵抗性（レース2）

炭そ割病抵抗性（レース1）

### <ソバ>

必須形質：－

選択形質：ルチン含量

### <コムギ>

必須形質：まき性

選択形質：Glu-A1遺伝子座にある対立遺伝子の発現

Glu-B1遺伝子座にある対立遺伝子の発現

Glu-D1遺伝子座にある対立遺伝子の発現

### <メロン>

必須形質：つる割病抵抗性

選択形質：うどんこ病抵抗性

ワタアブラムシ抵抗性

ズッキーニ黄斑モザイクウイルス抵抗性

パパイヤ輪点ウイルス抵抗性

マスクメロンえそ斑点ウイルス抵抗性

キュウリモザイクウイルス抵抗性

# 整理する形質の要件と整理例(案)

整理する形質は、旧形式の審査基準を中心とした以下の要件に該当する形質とし、原則として重要な形質から外した上で、出願状況を踏まえ、その必要性を改めて検討し、加える必要がある形質は対象の明確化や再現性のある客観的評価法等に改める。

## <整理する形質の要件>

- ① **品種特性の対象が明らかでない形質**  
重要な形質例：病害抵抗性、虫害抵抗性
- ② **客観的評価方法の定義がない形質**  
重要な形質例：環境耐性、耐寒性、耐暑性、耐干湿性、耐折裂性
- ③ **環境影響を大きく受け、再現性のある評価困難な形質**  
重要な形質例：休眠性、性表現、採種性、主に食用としてデンプン源、タンパク源等として使用するものにあっては収量性)
- ④ **審査に長期間を要する形質**  
重要な形質例：着果習性
- ⑤ **UPOVで認めていない評価方法の形質（主観的な評価）**  
重要な形質例：香気、風味
- ⑥ **純粋な品種特性よりも加工技術等の影響が大きい形質**  
重要な形質例：株貯蔵性、加工適性、挿し木の難易、台木用品種にあっては、接ぎ木の難易、接ぎ木後の草勢及び台木の根の発育

(例示) 注：アンダーラインの重要な形質を整理

### <エクメア>

- 一 草型及び草丈
- 二 葉形、葉の大きさ、葉色、葉の光沢、葉の厚さ、葉質、葉の硬さ、葉面の白粉の程度、葉縁のとげの形状及び吸枝の発生程度
- 三 花穂の形、花穂の大きさ、花穂の色、ほうの毛の多少、ほうのとげの有無、花卉の形、花卉の大きさ、花卉の色、一花ほうの花数、花柄の長さ、花柄の太さ、花柄の色及び花柄の毛の多少
- 四 開花期、花柄の分岐性、耐寒性、繁殖性、病害抵抗性及び虫害抵抗性

### <グロリオサ>

- 一 草型及び草丈
- 二 球根の形、球根の大きさ、球根の色、茎の太さ、茎の色、茎の毛の多少、分枝性、節間長、葉形、葉の大きさ、葉色、葉の毛の多少及び葉柄の長さ
- 三 花房の形、花の向き、花形、花の大きさ、花色、花卉の形、花卉の数、がくの形、がくの大きさ、がくの色、雌雄ずいの形、雌雄ずいの色、雌雄ずいの数、やくの色、花柄の長さ、一花房の花数及び花の香り
- 四 開花期、耐寒性、耐暑性、繁殖性、病害抵抗性及び虫害抵抗性

### <アシタバ>

- 一 草姿及び草丈
- 二 茎の形状及び葉の形状
- 三 花の形状、果実の形状（果実を食用、加工用又は品種の識別のために利用するものに限る。）及び種子の形状（種子を食用、加工用又は品種の識別のために利用するものに限る。）
- 四 品質特性
- 五 早晚性、ねん性（不ねん現象のあるものに限る。）、環境耐性、病害抵抗性及び虫害抵抗性

# 4. 今後のスケジュール

改正種苗法に基づく出願方法の変更は、令和4年4月1日に施行。

必須形質、選択形質及び整理する形質、審査手数料の額等については、令和3年夏頃を目途に審議会に報告、諮問したい。（整理する形質については、審議会諮問事項に相当。）

## 想定しているスケジュール

